

結婚後の

新生活 in久留米



の費用を補助します

久留米市結婚新生活支援補助金

婚姻日の年齢が夫婦ともに

29歳以下かつ

合計所得**500万円**未満

最大**60万円**

婚姻日の年齢が夫婦ともに

39歳以下かつ

合計所得**500万円**未満

最大**30万円**

対象経費

令和5年4月1日から令和6年2月29日までの間に、結婚をきっかけに賃貸（同居）・購入した新居に支払った費用が対象です🏠

住宅取得費用 …… 新居となる住宅を取得（新築・購入）した場合の費用

住宅賃借費用 …… 新居となる住宅を賃貸した場合の費用（賃料、敷金、礼金など）

引越費用 …… 新居へ引越すためにかかった費用（引越業者・運送業者への支払い）

住宅リフォーム費用 …… 結婚を機に行う住宅のリフォーム費用（外構や家電製品の購入等は除く）

申請期間

令和5年6月1日～令和6年2月29日まで

※申請は上記期間内であっても予算額の上限に達し次第受付を終了します



久留米市結婚新生活支援補助金

対象世帯

- ・令和5年3月1日から令和6年2月29日までの間に婚姻届を提出した夫婦
- ・夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること
※誕生日の前日に年齢が加算されます
- ・申請日において夫婦ともに久留米市内にある住宅に居住し、住民登録していること
- ・夫婦の所得の合計額が500万円未満であること
- ・3年以上久留米市に定住する意思があること など

申請のご案内

- ・申請には、申請書と住民票などの確認書類が必要です。
※『申請に必要な書類』は、市ホームページでご確認いただくか、下記までお問い合わせください。
- ・申請の受付場所は、久留米市子ども政策課窓口（市庁舎15階）です。
※郵送や総合支所・市民センターなどでの受付はできません。
- ・申請の受付時間は、平日8時30分～17時15分までです。

詳しくは市HPで！



住宅を取得・リフォームされた世帯は・・・

久留米市では、結婚新生活支援補助金以外にも住宅関連の補助金があります！
🏠リフォームを検討されている場合は、工事着工前にご相談ください🏠

くるめ暮らし・移住ファミリー 支援事業補助金

市外から久留米市に転入し、
対象期間中に住宅を
購入された方への補助

【お問合せ先】
久留米市移住定住促進センター
(市庁舎9階)
TEL：0120-888-748

空き家活用リフォーム 助成事業補助金

久留米市内にある戸建ての
空き家のリフォーム工事に
対する補助

【お問合せ先】
都市建設部 住宅政策課
(市庁舎13階)
TEL：0942-30-9139

住宅リフォーム 助成事業補助金

久留米市内にある既存住宅の
リフォーム工事に対する補助

【お問合せ先】
都市建設部 住宅政策課
(市庁舎13階)
TEL：0942-30-9139

結婚新生活支援補助金に関する
申請やお問い合わせは

久留米市 子ども未来部 子ども政策課（市庁舎15階）

TEL：0942-30-9227

FAX：0942-30-9718

Mail：egao@city.kurume.lg.jp